

平成27年3月10日に建設消防委員会を開催し、本会議から付託された議案9件を審査しました。

議案第1号 平成26年度総社市一般会計補正予算（第8号）

のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

清音神在本線改良事業の完了を次年度に延伸することによる事業費の調整，地域住民生活等緊急支援交付金を活用した空き家対策事業に要する経費，都市計画事業の確定に伴う補正，富原排水機設置事業ほか10事業の繰越明許の措置，区画整理事業ほか2事業の地方債借入限度額の変更が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果，本件のうち，本委員会の所管に属する部分は，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：清音神在本線改良事業が，国庫補助金の財源不足等の影響があるとはいえ，事業完了が来年度に延伸されることは遺憾である。今月中の全線開通は不可能としても，架橋部分の通行は可能となるのではないか。また，今年8月頃には国庫補助の目処が立ち，来年3月までには全線通行可能となるという認識でよいのか。

答：現在，架橋部分は橋面の舗装工事や左岸の橋脚の護床工事が財源不足のため着手できておらず，今月中の工事進捗は現在と変わらない。これらの工事が完了しなければ架橋部分の通行は認められない。左岸の橋脚の護床工事着手は，今年の秋以降になり来年3月に全線開通できるような意気込みでやっている。

問：吉備線LRT化計画に役立てることを目的に本年度実施する予定であった「交通実態調査結果補正業務」は，これとは別に「吉備線LRT化基本計画案作成業務」の実施で一定の補正が行われることから取りやめられるとのことだが，取りやめる「交通実態調査結果補正業務」とは具体的にはどのような業務だったのか。

答：本市，岡山市及び倉敷市の3市が共同して，コンサルタント業者に委託しパーソントリップ調査を行う予定だった。なお，パーソントリップ調査とは人が駅を介して，いつ，何を目的に，どこからどこへ，どのように動くかという調査である。

議案第 7 号 平成26年度総社市総社駅南地区土地区画整理事業費 特別会計補正予算（第2号）

～内容～

国庫補助金確定に伴う増額及び市債の増額に伴う基金の減額，工事や家屋等の移転補償に伴う繰越明許の措置，事業の地方債借入限度額の変更が主なもの。

～結果～

質疑，討論もなく，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第27号 総社市空家等の適正な管理に関する条例の制定について

～内容～

適切な管理が行われていない空家等が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから，所有者等に対して適切に管理してもらうため，必要な事項を条例で定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：条文中の空家等の定義の但し書きとして「国又は地方公共団体が所有し，又は管理するものを除く」とあるが，市が所有又は管理する空家状態の建築物があれば，市民感情を刺激することになるため，市として対応が必要と思われるがどうか。

答：行政財産のうち，本委員会の所管では下倉市営住宅などが対象となるが，今後どうするかは議会と相談し考えていく必要がある。普通財産で代表例を挙げるならば，旧雪舟荘などがあるが，周辺住民に大きな迷惑がかからないように草刈など必要最低限の管理は行っている。

問：雇用促進住宅を管理している国は平成33年までしか管理しないが，この住宅が廃止された場合，現在入居中の市民の住まいをどのように確保するつもりか。

答：市営住宅と雇用促進住宅は，入居基準等が異なるので，そのまま市営住宅へは入居できない。将来，雇用促進住宅でなくなったときの建物の再活用については，今後議会と相談しながら検討していく。また，民間のアパート等を借り上げ入居してもらっている他の自治体の例もあるが，最終的にはその費用負担を誰がするのかということ

が最大の課題となる。
問：条文中に、市の責務として、空家や特定空家になることを防止するための意識啓発や特定空家の状態改善の措置を講ずることを定めているにもかかわらず、市営住宅の入居契約はあるが荷物を放置したまま入居者のいない空き家が一部存在する。そのような実態を放置しておくことは、市としていかがかと思うがどうか。
答：その使用者に特殊な事情があるのかもしれないが、実態的に使用していないのならば、明け渡してもらう必要がある。
問：条例には、法に定めのない本市独自の施策は盛り込まれているのか。
答：法では、空き家になったものについてどうするかということに終始しているが、本市の条例では空き家にならないための啓発等に努めることも定めている。
問：一部の新聞報道では、空き家の定義が1年程度使用していないなどの未確定な情報で市民は混乱している。こうした詳細な内容がこの条例には定められていないが、懇切丁寧な説明が市民に対して必要ではないか。
答：国のガイドラインが未発表のため、詳細はまだ説明ができない。発表後は、これに準じて市民に周知し丁寧な説明を心掛ける。

議案第28号 総社市手数料条例の一部改正について

～内容～

建築基準法等の一部改正 並びに道路位置指定の図書及び建築計画概要書等の写しの交付手数料を徴すること等に伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第29号 総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

～内容～

地域防災の要として活躍する消防団員の報酬を改め、高い士気と活力ある消防活動の維持が図られるよう、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：高い士気と活力ある消防活動の維持を図るために報酬を引き上げるとしているが、消防団員の現状の士気をどのように認識しているか。

答：消防団員は、他に仕事をもっている中で各分団単位あるいは地区単位で年間を通じ訓練を実施しており、士気の高揚が図られている。また、火災や災害対応以外にイベントなどにも多数参加してもらっている。このたびの報酬の引き上げによりさらに士気が高揚するものと思われる。

問：今回の消防団員の報酬額の引き上げに伴い、本市の消防団員の報酬は岡山県内15市で何番目となるのか。

答：分団長が11番目から8番目に、副分団長が14番目から7番目に、部長が14番目から8番目に、班長が12番目から3番目に、団員が8番目から3番目に引き上げられることになる。

議案第37号 平成27年度総社市総社駅南地区土地区画整理事業費特別会計予算

～内容～

平成26年度までの事業に伴う借入金の償還金、区画道路築造工事・舗装工事・整地工事・建物補償などに要する経費、事業に伴う繰入金や国庫補助金、事業に伴う債務負担行為限度額及び地方債借入限度額の計上が主なもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第40号 市道の路線認定について

議案第41号 市道の路線変更について

議案第42号 市道の路線廃止について

～内容～

道路整備等に伴い、市道の認定、変更及び廃止をしようとするもの。

～結果～

特に、質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

一般会計予算審査特別委員会から分担された部分を審査するため、平成 27年 3 月 10日に建設消防分科会を開催しました。

議案第30号 平成27年度総社市一般会計予算

のうち、本分科会に分担された部分について

～結果～

次のような審査の結果、本分科会に分担された部分については、全員一致で**可決**すべきであると取りまとめることに決定。

～質疑～

問：石原公園のトイレ改築工事とは具体的にはどのような工事内容か。
答：不特定多数の人が使用することを想定して頑丈な建物構造とし、障害者等に対応した多目的トイレを1室、男性用トイレには 小便器2基と大便器1基、女性用トイレには 洋式・和式を各1基の計2基を設置するとともに、トイレ周辺の整備も併せて行う。
問：住宅管理費のうち、弁護士委託料とは具体的にどういったものか。
答：今後、市営住宅の明け渡し等で訴訟があった場合に備え弁護士の雇用費用として計上しているものである。
問：市営住宅入居者選考委員会委員の先進地視察研修旅費とは毎年計上されているものか、また視察内容と視察を終えた選考委員の感想はどうか。
答：視察研修は、本市と同規模かつ選考委員制度のある自治体を視察先に選定し隔年で実施している。来年度は山口県長門市を予定している。視察先では主に入居判定に関する意見交換や相談を行い、現地の市営住宅を見学した際には本市と比較して新築が多く羨ましいという感想があった。
問：小規模土木担当工事は、土木担当員1名につき原材料費と人夫賃に上限額はあるのか。
答：小規模土木担当工事は、市へ土木担当員から要望書が提出された時点でまず職員が現場に赴き、その要望が小規模土木担当工事に該当するか確認する。該当すれば、市で測量設計しこの設計に基づき原材料費と人夫賃を積算する。その際、人夫賃については一人につき8,900円で何人夫必要になるかを逆算する。なお、原材料費と人夫賃はそれぞれ20万円を限度とし土木担当員と協議をして決定する。
問：歳出の土木総務費のうち建築物耐震診断等事業補助金は、面積単位あるいは1軒単位で補助するのか。また、歳入の土木費国庫補助金のうち、住宅・建築物耐震改修等事業補助金との関連はどうか。

答：200平方メートル未満の一般住宅1軒につき，耐震診断には4万2,000円かかり，国から2万円，県から1万円，市から1万円の計4万円が補助される。改修費では，国から25万円，県から12万5,000円，市から12万5,000円の計50万円が補助される事業となっており各々が歳入と歳出に計上されている。